

国立大学法人東京外国語大学リサーチ ユニットの設置に関する規程

〔平成28年 9月27日〕
規則第85号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における特色ある研究分野、先進的研究分野において優れた実績を有し、将来の発展が見込まれる研究グループを認定し、研究活動の推進及び活性化を図ることを目的とするリサーチユニットの設置については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「リサーチユニット」とは、大型の競争的資金等による研究を遂行するために学内組織にとらわれない研究活動を行う、学長が認定する研究グループをいう。

(設置要件)

第3条 リサーチユニットは、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) リサーチユニットの設置が本学の研究目的に合致するものであること。
- (2) 学内に5名以上の研究協力者がいること。
- (3) 活動資金は、外部資金をもって充てること。
- (4) 原則として研究遂行が可能な研究室以外の場所が確保されること。
- (5) 研究活動について、外部への広報活動が十分に行われること。
- (6) 毎年3月末までに学長へ活動状況の報告を行うこと。

(位置付け)

第4条 リサーチユニットは、研究アドミニストレーション・オフィスの下に設置する。

(設置申請)

第5条 リサーチユニットを設置しようとするときは、本学専任教員である研究代表者が学長に次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

- (1) 名称
- (2) 申請者（研究代表者）及び研究協力者
- (3) 設置目的、意義等
- (4) 設置日及び設置場所
- (5) 研究資金の見通し

2 学長は、申請書の提出があった場合は、研究アドミニストレーション・オフィスに検討を依頼し、役員会の議を経て支障がないと認められるときは、設置を承認する。

(評価)

第6条 リサーチユニットは、その活動状況に関し、設置の日から2年を経過したとき、研究アドミニストレーション・オフィスによる評価を受けるものとする。以後は、毎年3月に同様の評価を受けるものとする。

2 学長は、前項の評価結果に基づき、リサーチユニットの継続、廃止、改善要求等の措

置を講ずるものとする。

(廃止)

第7条 リサーチユニットを廃止しようとするときは、第8条に定めるリサーチユニット長（以下「ユニット長」という。）は、廃止申請書を学長に提出しなければならない。

(ユニット長)

第8条 リサーチユニットにユニット長を置く。

- 2 ユニット長は、リサーチユニットの事業を統括する。
- 3 ユニット長は、役員会の議を経て学長が任命する。
- 4 ユニット長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(研究員)

第9条 リサーチユニットに研究員を置く。

- 2 研究員は、リサーチユニットの事業に参加する本学の専任教員とする。
- 3 研究員の選考は、ユニット長が行う。

(客員研究員)

第10条 研究上必要があるときは、学外の研究者を客員研究員として委嘱することができる。

- 2 客員研究員の委嘱は、第11条に定めるリサーチユニット会議（以下「ユニット会議」という。）の議を経てユニット長が行う。
- 3 客員研究員の委嘱に関し必要な事項は、別に定める。

(ユニット会議)

第11条 リサーチユニットの研究及び運営に関する重要事項を審議するため、ユニット会議を置く。

- 2 ユニット会議は、ユニット長が招集する。
- 3 ユニット会議に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第12条 リサーチユニットに係る庶務は、総務企画部研究協力課において処理する。

附 則

この規程は、平成28年9月27日から施行する。